

フローラ＝トリスタンにおける「労働権」と「教育への権利」

教育学コース 河 合 務

Right to Work and Right to Instruction : Flora Tristan's *Union Ouvrière*

Tsutomu KAWAI

I clarify the historical context in which the Right to instruction became one of social rights (Right to life, Right to instruction, Right to work, and so on). This paper is a historical study to examine some aspects of social rights, especially focusing upon the relationship between the Right to work and the Right to instruction.

We are concerned with Flora Tristan (1803-1844) and one of her writings *Union Ouvrière*. She argued the Right to work and the Right to instruction in the first half of the 19th century France. But, in the preceding researches, little attention has been given to this fact.

She insisted that the working class should unite internationally and should acquire some rights. Those rights are Right to work, Right to instruction, and Right to send their representatives for the National Assembly. That is to say, she considered Right to work and Right to instruction as one of the working class's "fundamental" rights.

Her concept of Right to work equals Right to life for the working class, because the workingmen must earn their living only by their own labors. So they must have the right which provide them with works (in brief, Right to work).

According to her proposal, works would be provided to the working class in the institutions called "Palais de l'union ouvrière". They would be established as institutions which would practice the idea of "Organisation du Travail" in every prefecture. The idea of "Organisation du Travail" was energetically advocated by several contemporary thinkers (e.g. Considerant, Lois Blanc, and so on). Tristan also had a plan of "Organisation du Travail", which was a working class's "utopian" community.

In "Palais de l'union ouvrière", residences, farms, workshops (not English "workhouses") and schools would be established. There, the working class's life would be protected synthetically. And then the working class's children would have opportunities to work and to learn working. In this context, Right to work and Right to instruction had the close relationship. We should point out that Tristan's Right to instruction is very a "Right to vocational instruction", which included the "Right to moral and intellectual instruction". She considered that such instruction would make a contribution to preventing profligacy and to solving the problem of working class's ignorance. She advocated the working class's rights in order to improve the quality of working class's life.

目 次

- I. はじめに
- II. 『労働者同盟 *Union Ouvrière*』——その執筆経緯
- III. 「労働者同盟」のプラン
- A. 労働者階級の権利
 - B. 「普遍の友愛」(Fraternité Universelle)
 - C. 委員会(Comité)組織
 - D. 「労働者同盟宮殿」(Palais de l'Union Ouvrière)
- IV. フローラ・トリスタンの「労働権」思想
- V. 「労働権」と「教育への権利」
- VI. むすびにかえて
- [添付史料]

I. はじめに

フランス二月革命期は、憲法作成にあたり「労働権」とならんで「教育への権利」が議論されたという意味で、のちの「社会権」(droits sociaux¹⁾)へと連なっていく議論が展開された時期として重要視されている。現代憲法の「社会権」のひとつとして「教育への権利」が位置づいていく過程において、「労働権」と「教育への権利」の思想的結合が指摘されているのである²⁾。

「社会権」とはどのような性質のものなのか、そして「教育への権利」はどのような意味で「社会権」的性格をもつのか。この教育学上の問題点を解明していくためのひとつの方策として、「社会権」の構成要素である「労働権」と「教育への権利」との、いわば概念的な内部連関を問う作業に着手することが、本稿の主題である³⁾。

ところで、フローラ＝トリスタン(Flora Tristan, 1803-1844)が、二月革命の直前期に『労働者同盟 *Union Ouvrière*』(1843年)⁴⁾という小冊子のなかで、「労働権」(droit au travail)と「教育への権利」(droit à l'instruction)という言葉を明示しつつ議論を展開していることが指摘されている⁵⁾。彼女のこの書物こそ、「労働権」と「教育への権利」の概念的連関を解明していくという本稿の課題に応えうる歴史的素材であると考えられるのである。

ところが、管見の限りではフランス教育権思想史研究においてフローラ＝トリスタンを本格的に俎上に載せた研究は見あたらず、彼女が二月革命前夜に行った労働者の権利確立を主眼においた執筆活動の全容は、ほとんど紹介されていないのが現状である⁶⁾。本稿はこの時期の労働者の思想や活動内容を明らかにしていくことを副次的な課題とする。その理由は次のようなものである。「労

働権」と「教育への権利」という概念がいかなる思考過程において提示され、いかなる文脈において関連性をもつのかを解明するためにはその論者の思想に影響を与えていた社会的背景にも注目し、分析される必要があると考えられる⁷⁾。そして、これまでの教育権思想史研究において、二月革命直前期の労働者の思想や活動内容がそれほど解明されていない現状では、まずそこから研究を蓄積していくことに一定の意味があると考えられるからである。フローラ＝トリスタンの『労働者同盟』という書物は、この課題にも貢献しうる素材である。そこで次章において、彼女の生涯を簡単に追いかけながら、彼女の主著であり本稿の分析の対象となる『労働者同盟』が執筆される経緯を辿ってみよう。

II. 『労働者同盟 *Union Ouvrière*』——その執筆経緯⁸⁾

フローラ＝トリスタンは1803年パリで生まれた。父親はペルー出身のスペイン貴族であり、母親はフランス革命の混乱を避けてスペインへ逃れた亡命者であった。両親の結婚が牧師の立ち会いだけでスペイン国王への結婚許可の手続きをとっているなかで、後にトリスタンの生涯に大きな影響を及ぼすことになる。当初、パリに豪邸をかまえ、父親の収入でゆたかな生活をおくっていたが、1807年の父親の急死により事態は激変した。つまり、法的に遺産相続ができず、生活は一転して窮屈をきわめ、乞食や売春や犯罪の巣窟として知られた地域の屋根裏部屋に住むという急落を経験することになったのである。さらにトリスタンは法的には私生児として扱われ、恋人の父親から私生児であるという理由で結婚を拒否されたことから、自分のまえにたちはだかっている法と慣習の壁の厚さを痛感することになる。

トリスタンは職を求めて歩き回った末、石版画職人アンドレ＝シャザールのアトリエに雇われ彩色の仕事をはじめた。やがて雇い主から求婚され、母親のすすめもあって17才(1821年)で結婚した。しかし結婚生活は幸福ではなく、夫婦のあいだに3人の子供⁹⁾が生まれたが4年後には別居状態となった。夫婦の間のトラブルは絶えず、1838年には夫によるトリスタンのピストル射殺未遂事件にまで至った。

1833年頃トリスタンは、亡き父親の遺産を相続した父の弟をペルーに訪ねている。ペルーへの5ヶ月の航海の最中に知り合った船長シャブリエにより与えられたユーゴー、ルソーなどの著作の読書が、トリスタンの思想形成の土台になったと言われている。船長から求婚もされたが断念したというエピソードも残っている。

ペルーでの叔父との話し合いにより、年2500フランの送金がなされることになり、これによりトリスタンは貧窮の生活から抜け出し、著作活動や社会運動に力を入れていくことができるようになる。主な著作には次のようなものがある。女性解放に関する彼女の最初の著作である『他国の女性による待遇をあたえる必要』(1835年)、ペルーでみた奴隸労働の悲惨、支配階級の奢侈と野心、女たちの無知などについて書いた『賤民の遍歴(1833年-1834年)』(1838年)、女性解放に関する彼女の問題関心を自伝的小説のかたちで表現した『メフィ』(1838年)、4回のイギリス訪問により観察した労働者の状態をフランスの労働者に知らせることを目的とした報道記事的著作『ロンドン散策：イギリスの貴族階級とプロレタリア』¹⁰⁾(1840年)、そして労働者の団結と権利獲得を訴えた論稿『労働者同盟』(1843年)である。

トリスタンは、当時のフランスの文壇から好意的に受け入れられ、『賤民の遍歴(1833年-1834年)』や『労働者同盟』などは増版が必要になるほど売れゆきは好調であった。また、1838年の、夫によるピストル射殺未遂事件の際には、新聞が連日トリスタンの病状を報道するほどの注目を集めていた著作家であった。

著作活動とともに、トリスタンの交際範囲は文学者、芸術家、社会主義者へと拡がっていく。彼女は初期にはサンニシモン主義の影響を受け、後にはフーリエ、オーエンにひかれるようになる。サンニシモン主義の影響は『メフィ』にみられるといわれ、また、フーリエ主義の雑誌である『ファンジュ』に『労働者同盟』の第一章を投稿し掲載されたという彼女の活動が報告されている。彼女は、パリに滞在したオーエンと面会してもおり、教育論についての影響を受けたようである¹¹⁾。

著作活動のとくに後期において、トリスタンは労働者の問題に関する著作を読みあさっており、またロンドン訪問の影響もあって『労働者同盟』執筆へのモチーフが固まっていた。

トリスタンは1844年11月、労働者階級の団結を訴えることを目的とした宣伝旅行の途中でその生涯を閉じた。書き上げたばかりの『労働者同盟』を手にしてのディジョン、マルセイユ、ボルドーへの労働者の組織づくりの旅であった。したがってトリスタンは、1848年の二月革命には参加していない。ただ、彼女の弟子であったアルフォンス＝モルレが、1848年春、リヨンの市立図書館で開いた集会に参加した6000人の労働者のまえで『労働者同盟』のスローガンを実行に移すことを訴え、受け入れられたと伝えられている¹²⁾。

なお、トリスタンがスペイン系の美貌の持ち主であつ

たことも付言しておく¹³⁾。

それでは、次章から『労働者同盟』の中身の検討に入ることにしよう。

III. 「労働者同盟」¹⁴⁾のプラン

A. 労働者階級の権利

キリスト教主義(christianisme)の成立以来、キリスト教諸国には常に貧民の階級の個人的な苦しみを和らげることを目的とした、いわゆる慈善的(charitables)な団体が幾千も存在している。ところが、この団体のご立派な意図にもかかわらず貧民の階級はいつも貧しい状態のままであった。(中略) ああ、労働者階級の貧困状態はさらに大きな規模で増大している¹⁵⁾。

フローラ＝トリスタンはこのように述べて、歴史的に貧民の救済に尽力し続けてきた幾千もの慈善団体を批判することから『労働者同盟』の議論を開始している。貧民の救済を意図しながらも、彼らを貧困状態から脱出させることができなかったそれまでのキリスト教的慈善団体への批判意識が『労働者同盟』の底流には流れているのである。このような批判は、彼女の同時代人で職人組合の相互扶助機能の再生による貧民救済を試みた3人の活動にも向けられている。それは『職人組合の書 Le Livre du Compagnonage』(1839年)の著者アグリコル＝ペルディギエ、『職人組合刷新案 Le Projet de Régénération du Compagnonage』(1842年)の著者ゴッセ、そして「ユニオン」(Union)なるグループを組織した錠前職人ピエール＝モローである。トリスタンはこの3人の名を「扶助団体、職人組合などの欠陥」と題する一節¹⁶⁾の冒頭に掲げ、彼らの活動を紹介したうえで、次のように述べている。

個別的で小さな改革の重要性を問題とするときの非常に豊かな英知を示しているこの3人の労働者の著述家が、何故「総同盟」(union générale)のプランを提示することを考えつかないのか、私には理解できない。その「総同盟」とは、労働権(droit au travail)、教育への権利(droit à l'instruction)、国に代表者を送る権利(droit à la représentation devant le pays)を要求することができるような社会的地位に労働者階級を置くことを目的とするものである¹⁷⁾。

つまり、労働者階級が「労働権」「教育への権利」「国に代表者を送る権利」を獲得することを目的とする組織の

結成こそがフローラ＝トリスタンの眼目なのである。「総同盟」(union générale)なる言葉を使用しているのは、彼女が念頭においている3人の著述家のひとりピエール＝モローの「ユニオン」(Union)というグループ名との混同を避け、なおかつそれとの相違を強調するためである。フローラ＝トリスタン曰く「労働者同盟(Union Ouvrière)と職人組合協会やユニオン、相互扶助会等の名でこんにち存在しているものとの相違を、労働者がよく理解することが重要」¹⁸⁾なのである。

B. 「普遍の友愛」(Fraternité Universelle)

さて、『労働者同盟』の後半部分には、フランス国王へ、カトリック聖職者へ、貴族、工場の長、金融業者、地主、ブルジョワへ向けたアピールが収録されている¹⁹⁾。これは労働者階級の代表者を国に送りこむことができた時の要求内容の案文を彼女が考案したものである。このうちカトリック聖職者に向けたアピールには、トリスタンが指向する「労働者同盟」の基本理念のようなものが表明されている。つまり、「労働者同盟」は貧民への慈善の精神(charité)というカトリック教会の伝統的教えを守り、労働者の地位向上を目指す、というのである。トリスタンは、「カトリック教会」(Église catholique)とは「普遍的結合」(association universelle)のことであると言い、聖体拝領や共同体といった意味をもつ「コミュニオン」(communion)とは「普遍の友愛」(fraternité universelle)のことであると述べている。この意味では、トリスタンは階級的な対立よりも融和に力点を置きながら、労働者階級の同盟を呼びかけたと考えられる²⁰⁾。

C. 委員会(Comité)組織

より具体的に「労働者同盟」のプランの内容をみていくと、フランス全土さらにはヨーロッパ全土に及ぶ委員会(Comité)の組織化のプランが練られていたことに気がつく。トリスタンは、職人組合の協会やユニオン、相互扶助会などの既存の組織のなかに7名(男5女2)の委員会をつくることを構想している。そして各委員会のなかから全フランスを代表する「中央委員会」を選出する。これは最も有能な人々から50名(男40、女10)で構成される。場所としては、労働者の最も多い都市であるパリカリヨンが相応しいとされる。さらにイギリス、ドイツ、イタリアなどすべてのヨーロッパの国々の首都に「連絡委員会」を設置し、相互に連絡を取り合う。

最末端の委員会は「労働者同盟」への加入者の性別、年齢、氏名、職業、会費納入額を登録簿に記入する。登録資格は、男女とも労働者であることが必要である。労

働者とは召使い、運搬人、使い走り、農民、工場就労者など、自らの手で働く者すべてである。

しかし、職業的に乞食を行っている者は「労働者同盟」のメンバーにはなり得ない。トリスタンによれば「不幸(le malheur)は尊重されるべきものであるが、怠惰(la paresse)は価値のないものである。ひとは哀れみ(pitié)などもたず、怠惰を追い払わなければならない」²¹⁾のであり、怠惰の権化である乞食を「労働者同盟」に入れるわけにはいかないというのである。働いているがその収入では家族の生活を養うのに不充分なため「慈善事務所」(bureau de charité)から援助(secours)を受けている労働者は、怠惰とは見做されず、「労働者同盟」のメンバーとなることができる。

「中央委員会」の業務は以下のように構想されている。各地区毎に1名の公証人か銀行家を選定し、登録簿を引き渡し、会費の出納にあたらせる。会費払込みは日曜か月曜の朝である。貯蓄銀行の組織を模倣するとよいとされる。会費徴収人を雇用し、仕事場や家庭に派遣する。

「中央委員会」は、献身的で知力・才覚あふれる人物で、労働者の物質的・精神的状態に精通し、行動力があって雄弁な者4人を「労働者同盟派遣員」として選定し、全フランスに巡回派遣する。これは末端の委員会との連絡を密にするためである。

ある地域で最も労働者の多い都市は「指導都市」(villes-chefs)と呼ばれ、その地域の会費は「指導都市」の総集金者が集め「中央委員会」へと引き渡す。3名の総監査役が任命され、「中央委員会」の財政業務を監督させ、その報告書を末端の各委員会に配布させる。

また、「労働者同盟」の代表者を任命し、国に送りこむことも「中央委員会」の仕事とされている²²⁾。

D. 「労働者同盟宮殿」(Palais de l'Union Ouvrière)

「労働者同盟」の最末端には各県レベルで「労働者同盟宮殿」(Palais de l'Union Ouvrière)という施設がつくられ、それぞれの委員会により運営される。トリスタンは「労働者同盟宮殿」の建築、活動内容、運営方法についての構想を述べている。彼女がその施設で何を行おうとしたのか、以下にみていくことにしよう。

建物の建築は、日当たり、風通し、暖かさなどが健康によい場所を選び、各棟の行き来がしやすいようにつくることとされる。建物内部は老人や職員、子どもに心地よいものとなるよう配慮すること。労役場(atelier)、学校(école)、体育館(salles d'exercices)そして農園、農業に必要な付属家屋をつくること。「宮殿」を清潔に保つために豊富な水の確保が必要であると言われている

が、これは農業を行うためにも不可欠だったのだろう。また、「労働者同盟宮殿」での日々は心地よいものであって、修道院や兵舎、病院、コレージュなどの不快な建物とは正反対のものとなるはずである、と彼女は言う²³⁾。

「労働者同盟宮殿」では工業労働、農業労働、子どもへの道徳教育や職業教育が行われる。これらをもってトリスタンは、「宮殿」が「労働者同盟」の活動の中心である、と断言する²⁴⁾。

「宮殿」建築の際には、これらの活動が同時に総合的に行われるような配慮がなされなければならない。彼女はこれに関して、住居内での生活、家庭生活、労役場や農場での必要が総合的に充たされるべきである、と述べる。さらには住居、工場、農場の3つが、美しく均整のとれた1つの「体」(corps) となるべきだ、という三位一体説まで唱えている。

また、これを実行に移せる唯一の建築家としてセザール＝ダリー (César Daly) という人物の名を挙げている。彼女はこの人物を、フーリエが主唱した共同体「ファンステール」の建物をつくった人物として紹介している。そしてフーリエ主義者たちの雑誌『ファンジュ』の事務局に行けば彼のこの建築プランを見ることができるので、行って確かめて来いと「中央委員会」の者たちに呼びかけている²⁵⁾。

「労働者同盟」の加入者とその子どもは「宮殿」の施設を利用することができる。孤児や配偶者を亡くした者、病気や高齢の両親をもつ者、五人以上の子どもを抱えた労働者の家族は特に優先して「宮殿」に入れるようにという提言もなされている²⁶⁾。

「宮殿」では「労働の組織」(Organisation du Travail) の試みが行われる。これは19世紀前半期のフランスで盛んに唱えられたもので、その特徴は、論者により差異がみられる²⁷⁾が、概ね次のように要約できるだろう。すなわち、政府や「社会的作業場」といった機関が、一定量の仕事を用意して失業者に仕事を与え、労働者が自ら管理運営を行う共同体組織である。フランス1848年の二月革命の際には、ルイ＝ブランがこの要求を議会につきつけたが、フローラ＝トリスタンがルイ＝ブランの「労働の組織」の議論の影響を受けていたことは、ほぼ間違いないと考えられる²⁸⁾。彼女はこの思想を「労働者同盟宮殿」のなかで実行に移そうとし、各「宮殿」に「労働指揮委員会」(comité directeur des travaux) を設置することを「中央委員会」に提言している。「労働指揮委員会」は理論・実践両面に長けた人間で構成される。また、「宮殿」ではあらゆる男女が年齢、体力、知識に応じて日々の労働の一翼を担う義務を負う。労役場の長が日々の労働を

指揮し、子どもたちの労働の指揮も行うこととされる。

トリスタンは「労働者同盟宮殿」とイギリスの「ワークハウス」(workhouse) とを混同しないように、との注書きをつけている。彼女の目に映るイギリスの「ワークハウス」とは、「乞食の避難所であり、貧民が罰として強制的に働かされている」²⁹⁾場所なのである。なるほど「労働者同盟」には、職業的に乞食を行っている者は登録しないとされている³⁰⁾。その意味で言えば確かに、彼女の捉えたイギリスの「ワークハウス」と「労働者同盟宮殿」は異なるということになる。

「宮殿」では、老人と子どもの体力を医者が測定して、一日2～5時間ほどの労働を行わせる。ただし6時間以上はさせてはいけないとされる³¹⁾。

また、「宮殿」は労働者の退職金まで用意するという³²⁾。

IV. フローラ＝トリスタンの「労働権」思想

しかしながら、「労働者同盟」という組織や「労働者同盟宮殿」という施設はトリスタン自身により考案された彼女の理想郷（ユートピア）なのであり、現段階ではそのようなものが存在していないこともまた確かである。彼女は「現在の社会におけるあなたがたの状態は悲惨で悲痛なものである」という現状認識を述べ、それに続けて労働者階級の権利として「労働権」が欠如していることを訴えて次のように言う。

労働者よ、現在の社会におけるあなたがたの状態は悲惨で悲痛なものである。健康状態の良い者よ、あなたがたには労働権 (droit au travail) がない。病気の者、体の不自由な者、怪我をした者、老いた者よ、あなたがたには病院に入る権利 (droit à l'hôpital) がない。すべてに事欠いた貧民よ、あなたがたには施しを受ける権利 (droit à l'aumône) がない。というのは乞食行為は法で禁じられているからである³³⁾。

つまりトリスタンは、労働者を「健康状態の良い者」「病気の者、体の不自由な者、怪我をした者、老いた者」「すべてに事欠いた貧民」の3つに区分して把握し、それとに「労働権」「病院へ入る権利」「施しを受ける権利」が欠如していると捉えるのである。したがって彼女の「労働権」思想は、健康状態の良い労働者が享受すべき権利である、ということになる。

ところで、彼女が「労働権」を議論するとき、参照し、議論に援用したフランスの過去の法律が存在する。それは大革命期1793年の憲法に規定された「公的救済」

(secours publics) 条項である。この条項には既に、健康状態の良い者と悪い者を区別し、前者に仕事を提供するという思想がみられる。彼女の「労働権」思想は約半世紀前の議論を思想史的準拠枠にして構想されたものなのである。それでは『労働者同盟』にみられる彼女の言葉を聴くことにしよう。

国民公会は労働権 (le droit au travail) を、あるいは少なくとも公的救済を受ける権利 (le droit aux secours publics) を、ほぼ認めていた。「憲章」(1830年の憲章、引用者注) は、それについて一言も触れていない。

<21. 公的救済は神聖な債務である。社会は仕事を与えることによって、あるいは労働できない人々に生活の手段を確保することによって、不幸な市民に対して生計を保障しなければならない。>

(人と市民の権利宣言、1793年6月27日)³⁴⁾

ここでトリスタンが「人と市民の権利宣言、1793年6月27日」の第21条として引用している規定は、フランス1793年憲法の第21条と一言一句同じものである³⁵⁾。この条項には、ご覧のように「権利」という言葉はみられない。「神聖な債務である」「社会は～しなければならない」と言われたに過ぎない。しかしながらトリスタンはこの規定を「公的救済を受ける権利」(le droit aux secours publics) とわざわざ言い換え、しかも「労働権」が認められたとさえ言おうとするのである。

ちなみに、1793年憲法の第21条が「労働権」を認めたものであるかどうかに関しては、1848年二月革命の議会でも論争になっている。このときにも「労働権」を主張する論者がこの第21条を議論に援用し、そのような解釈について反対意見が表明されたという経緯がある³⁶⁾。この意味で言えば、フローラ＝トリスタンは、二月革命期の論者よりも先に1793年憲法第21条に「労働権」をみてとった人物である、ということになる。

そして、彼女の「権利」思想全体において「労働権」が占める位置は決して小さいものではない。むしろ彼女は労働者階級の諸権利の根幹に「労働権」を据えているのである。やや長くなるが引用しよう。

1830年の憲章を読むと、そこに発見される重大な書き落とし (omission) にひとは打ちひしがれるであろう。われわれの憲法の立法者は、人と市民の権利より上位に、尊大で時効にかかることがなく、他のすべての権利を凌駕し、かつそれらを与える権利、すなわち

生存権 (le droit de vivre) が存在することを忘れていたのだ。ところが、土地も家も資本も持たず、腕 (bras) 以外なにも持っていない貧しい労働者にとっては、前もって生存権が認められなければ、人と市民の権利は何の価値もない (この場合、人と市民の権利は、貧しい労働者への辛辣な嘲笑〔あざけり笑い〕となりさえする)。そして労働者にとって生存権とは、すなわち労働権である。食べ物にありつく可能性、つまり生きる可能性を与える唯一のものである³⁷⁾。

つまり、腕(bras)以外なにも持っていない労働者にとっては、「労働権」こそが食べ物にありつき生きていく可能性を保障するものなのである、「労働権」は「生存権」と同等のものとされるのである。そして「労働権」=「生存権」こそが他のすべての権利よりも上位に位置する権利だとトリスタンは考えるのである³⁸⁾。

彼女の「労働権」思想を具体的に実現させる施設は、各地域に設立されるであろう理想郷「労働者同盟宮殿」である。この施設では、先述のように、一定量の仕事が用意され、「労働者同盟」加入者の入館が準備され、彼らの生活の保障が行われるプランが練られていたのである。そして「宮殿」のなかに設置される「労働指揮委員会」が、仕事の提供や労役場・農場の日常的な管理運営を実際に執り行っていく。このような意味での「労働の組織」(Organisation du Travail) こそが「労働権」を実質あらしめるものとトリスタンは考えていたのである³⁹⁾。

V. 「労働権」と「教育への権利」

フローラ＝トリスタンは『労働者同盟』の末尾に自ら添付した同書のレジュメにおいて「すべての男女の道徳教育、知的教育、職業教育への権利(droit à l'instruction morale, intellectuelle, professionnelle) の正当性を認めさせること」⁴⁰⁾を主張している。ここにみられる「職業教育への権利」はトリスタンの思想において、「労働権」と大いに関係のある概念である。というのも、彼女は労働者の特徴として「土地も家も資本も持たず腕 (bras) 以外なにも持っていない」ことを想定しているのであり⁴¹⁾、その「腕」を「磨く」ことに「職業教育への権利」が寄与するからである。彼女の言葉で言えば、「職業教育への権利」は「何千年もの間の奴隸状態によって生氣を失っている手の労働 (travail manuel, 肉体労働) を蘇生 (réhabilitation) させる」⁴²⁾ことに寄与するのである。そしてこれは、労働者の貧困を解消する手段とも考えられ

ている⁴³⁾。

また、トリスタンは「職業教育への権利」を具体化する制度についても言及している。労働者の子どもたちは「労働者同盟宮殿」において職業教育を受けることができる。子どもは自分の好みに応じて職業を選択する。「子どもの教育指導委員会」(comité directeur pour diriger l'éducation des enfants) が「宮殿」内につくられ、「労働指揮委員会」の児童労働部門の指導者との連絡を密にして職業教育が行われる⁴⁴⁾。

職業教育の場面においても、児童労働の場面においても、子どもに制服(costume)を着せるのもよいが、子どもの身体的発育への配慮と、動きやすさ働きやすさ、そして見た目の美しさが同時に充たされるような制服にせよ、という提言もなされている⁴⁵⁾。

それから、トリスタンが提示したプランにおいて、女性が「教育への権利」をもつことが重要な位置を占めていることが注目に値する。巻末のレジュメでは「男性に道徳をもたらす存在に（女性が）なるために、女性に道徳教育、知的教育、職業教育を与えることの緊急な必要性を認識すること」⁴⁶⁾が主張されている。トリスタンは、男性に道徳をもたらす存在になることを女性に期待しているのである。彼女は言う。

労働者の生活のなかで、女性はすべてである。女性は労働者の唯一の摂理(providence)である。もし彼らに女性が欠けるとしたら、すべてが欠けるのである。「家(maison)をつくるのも壊すのも女性」なのであり、そしてこのことはまったく正しい。だから、このような諺ができたのである⁴⁷⁾。

つまり、労働者の生活において女性は、家庭の成否を左右する要(かなめ)の位置を占めるのである。この女性が道徳教育、知的教育、職業教育を受ければ二重の意味で労働者の生活の改善につながるとトリスタンは考えている。ひとつは、女性が労働者の子どもの教育を家庭において担うことによって次世代の労働者の生活の向上に寄与するであろう、ということ。もうひとつは、女性が円満な家庭生活の担い手となることによって、男性労働者が家庭よりも居酒屋(cabaret)を好むようになることを防ぐという、同世代の労働者の生活改善に寄与するであろう、ということである⁴⁸⁾。

トリスタンが「道徳教育、知的教育への権利」を議論するとき、男性の場合も女性の場合も、放蕩の防止や無知の解消を通じて、労働者の生活を改善しようという意図がみられる。これは「職業教育への権利」やそれと連

結する「労働権」とも併せて、最終的に不平等や階級差をなくし平等を実現しようという構想だったのである⁴⁹⁾。

IV. むすびにかえて

フローラ＝トリスタンの『労働者同盟』は1843年から1844年にかけて初版4千部、第二第三版各1万部の売上げを記録した⁵⁰⁾。彼女の思想の影響を受けた労働者のなかから、1848年二月革命の議会において「労働権」や「教育への権利」を主張する人物が登場したということも充分にあり得る。ただ、それを論証することは現在の筆者の手に余る仕事である。しかし、本稿のここまで記述により、少なくとも次のことは明らかになったであろう。つまり、二月革命の前夜にフローラ＝トリスタンという人物が「労働権」や「教育への権利」を主張し、それらは相互に関連性を有して構想されていたということ、これである⁵¹⁾⁵²⁾。これも「社会権」が形成されていく歴史の1ページなのである。

(指導教官 寺崎弘昭助教授)

[添付史料]⁵³⁾

本書（『労働者同盟』、引用者注）に書かれている意見とその目的のレジュメ：

1. 密度が濃く、堅く、解体することのない団結によって労働者階級を構築すること。
2. 労働者階級が生存する必要があることが認められ、他の階級がこれを受け入れるようにするために「労働者同盟」が選出し給料を支払う労働者階級の防衛者を、国への代表者とすること。
3. 腕(bras)という財産の正当性を認めさせること（フランスには、2千5百万のプロレタリアートがいて、彼らは腕以外に財産を持っていない）。
4. すべての男女の労働権(droit au travail)の正当性を認めさせること。
5. すべての男女の道徳教育、知的教育、職業教育への権利(droit à l'instruction morale, intellectuelle, professionnelle)の正当性を認めさせること。
6. 現在の社会状況において労働を組織化する可能性を探求すること。
7. 各県に「労働者同盟宮殿」をつくり、そこで労働者階級の子どもを知的な面や職業的な面で教育する(instruira)こと。また、働いて体を壊した労働者や体の

- 不自由な労働者、老いた労働者の入館を認めること。
8. 男性に道徳をもたらす存在に（女性が）なるために、女性に道徳教育、知的教育、職業教育（éducation morale, intellectuelle et professionnelle）を与えることの緊急な必要性を認識すること。
 9. 原則として、男女の権利の平等が、人類の統一体（l'UNITÉ HUMAINE）を構築する唯一の方法であることを認識すること。

註

- 1) 本稿で用いる「社会権」とは、日本国憲法第25条から第28条に規定されている「生存権」「教育を受ける権利」「勤労権」「労働基本権」を総括する憲法学的概念のことである。従来から、フランスの人権思想史を参照しつつ「社会権」概念の解釈を行う研究が行われてきている。たとえば、中村睦男『社会権法理の形成』（有斐閣、1973年）を参照。
- 2) 牧柾名は次のように述べている。「二月革命において労働権確立のためになされた努力は、のちに労働権が教育権とならんで人間の社会的権利として確立していく重要な基礎をつくったものである。」（牧柾名『教育権』〔新日本出版、1971年〕64頁）
なお、1848年6月19日に議会に提出された憲法第一次草案には、第6条「教育への権利」（droit à l'éducation）、第7条「労働権」（droit au travail）の規定があり、さらに第132条には「無償教育、職業教育が労働権を本質的に保障する」という議論がみられる。
- 3) 「社会権」とくに教育権の歴史的展開に関する筆者の問題関心としては、とりあえず拙稿「社会権の歴史的展開と教育——ガスラン／ギヨーム『中世的慈善から社会保障へ』を読みながら——」（『研究室紀要』東京大学大学院教育学研究科 教育学研究室、第23号、1997年）を参照。
- 4) Flora Tristan, *Union Ouvrière*, Paris, 1843. この書物は、翌1844年には再版、第三版が出版され、第三版はパリに加えリヨンでも出版された。第二版と第三版は同一の内容であり、初版より26頁増補されている。本稿では第三版（1844年）を用いることとする。なお、同書のタイトルは『労働者同盟』と表記し、そのなかで構想された労働者の組織のことを「労働者同盟」と表記することにする。
- 5) 内野正幸「社会権の概念についての考察」（杉原泰雄・樋口陽一編『論争憲法学』日本評論社、1994年）189頁。なお、本稿末尾の〔附記〕も参照。
- 6) トリスタンについて正面切って論じた研究には、以下のようなものがある。女性解放思想史の立場から水田珠枝「女性解放と労働者意識の形成——フローラ・トリスタンをめぐって——」（水田珠枝『女性解放思想史』〔筑摩書房、1979年〕第九章〔302-339頁〕），主にフランスの労働運動史の観点から杉村和子「フローラ・トリスタンの『ユニオン・ウーヴリエールについて』（『西洋史学』1973年），社会思想史の立場から堀川士良「フローラ・トリスタンの社会思想」（〔日本大学法学会〕政経研究〕第23巻第2号、1986年）。しかしながらフランス教育権思想史を扱った牧の前掲書には、トリスタンに関する言及はみられない（特に、二月革命をその前夜から検討した47-68頁にさえも）。
- 7) この点については、前掲拙稿76頁も参照。
- 8) フローラ=トリスタンの略歴に関する本稿の記述については、水田前掲論文309-313頁、杉村前掲論文39-44頁、堀川前掲論文1-29頁を主に参考にしている。
- 9) 長女のアリーヌは、のちに画家ポール=ゴーギャンの母親となる人物である。

- 10) 1987年に邦訳版が出版されている。小杉隆芳・浜本正文訳『ロンドン散策：イギリスの貴族階級とプロレタリア』（法政大学出版局、1987年）
- 11) トリスタンの教育論に対するオーエン思想の影響については、本稿では詳しく扱う余裕がない。
- 12) 堀川前掲論文25頁。
- 13) 前掲『ロンドン散策：イギリスの貴族階級とプロレタリア』に肖像画が掲載されている。
- 14) 註4) を参照。
- 15) *Union Ouvrière*, p.16
- 16) Ibid., pp.11-14
- 17) Ibid., p.12
- 18) Ibid., p.14 なお、アグリコル=ペルディギエ、ゴッセ、ピエール=モローの3人の活動、彼らとトリスタンとの接触について杉村前掲論文44-48頁を参照。また、フランス19世紀中葉期は、アグリコル=ペルディギエが重視したような中世以来の職人組合が保持してきた次世代職人の養成機能（徒弟制）が徐々に衰退して、近代的学校制度と結びついた職業教育が発展し始める時期である。吉澤昇「近代フランス社会と民衆教育」（小堀勉編『欧米社会教育発達史』亜紀書房、1978年）383-384頁、参照。
- 19) *Union Ouvrière*, pp.81-87
- 20) Ibid., pp.84-85 なお、トリスタンは「宗教的で社会的である巨大な身体として世界を構成する」というキリスト教社会の世界像を抱いてもいる。これについては Kantorowicz, *The king's two bodies*, Princeton, New Jersey, 1957（邦訳『王の二つの身体』〔小林公訳、平凡社、1992年〕）が参考になる。
- 21) *Union Ouvrière*, p.75
- 22) Ibid., pp.73-80 また、杉村前掲論文53-54頁。なお、当時行われていたフランスの選挙法改正との関連性も指摘され得るであろう。今後の課題としたい。
- 23) 修道院や兵舎、病院、コレージュなどの建物は、そこで過ごす人々に画一性（uniformité）と分断化（morcelage）を強いており、「労働者同盟宮殿」はこれらとは異なる、と述べられている（ibid., pp.93-94）。
- また、寺院や教会、モスク、パンテオン、それから墓標などは、「宮殿」に抽象的観念を持ち込むものであるという理由で建築が許可されない（ibid.）。
- 24) Ibid. なお、労働者はその家族とともに「宮殿」に居住する者と、自分たちの家から「宮殿」に通う者との二種類が想定されている（ibid.）。
- 25) Ibid., pp.94-95 なお、原文では「ファランステール」は「子どものファランステール」（phalanstère d'enfants）と表現されている。
- 26) Ibid., p.26
- 27) この時期の「労働の組織」の提唱者としてはコンシデラン、ルイ=ブランらが挙げられる。前者は「産業の組織」、後者は「労働の組織」というように用語法にも違いがみられる。北川善英「二月革命と『労働権』（Le droit au travail）——フランス人権史の一考察（一）——」（〔名古屋大学〕法政論集〕No.81, 1979年）pp.22-38
- 28) トリスタンがルイ=ブランの著作を読んでいたことは本稿の「II.『労働者同盟 Union Ouvrière』——その執筆経緯」でも触れたとおりである。また、ルイ=ブランがトリスタンの『労働者同盟』を読んでいたことも、ほぼ間違いない。その理由は同書の「予約者リスト」にルイ=ブランの名が記されているからである（*Union Ouvrière*, p.XLI）。
- 29) Ibid., p.97
- 30) Ibid., p.75
- 31) Ibid. なお、子どもが6時間以上働いてはいけないとされたことは、当時初めて制定されたフランスの児童労働法（1841年）の就労規定と突き合わせつつ検討を行う必要があるように思われる。

- る。この法律では8才以下の就労禁止、8～12才は8時間以下、12～16才は12時間以下の就労が認められている。トリスタンは子どもの年齢別の規定を設けていないが、全体として彼女の規定の方が「児童保護」的であるように思われる。Weissbach, *Child labor reform in nineteenth-century France*, Louisiana, 1989, p.231
- 32) *Union Ouvrière*, p.97
- 33) Ibid., pp.4-5
- 34) Ibid., p.23
- 35) Duguit, Monnier, Bonnard, *Les constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, Paris, 1952, p.64 ただし、この法律の制定日は、正しくは1793年6月24日である。
- 36) 内野正幸『社会権の歴史的展開——労働権を中心にして』(信山社, 1992年) 130, 134頁。
- 37) *Union Ouvrière*, p.22
- 38) なお、「労働権」と「生存権」が同価値であるとする議論は、二月革命期の議会においてもマルタンという人物によって行われた。北川善英「二月革命と『労働権』(Le droit au travail)」——フランス人権史の一考察(二)完——」(『(名古屋大学)法政論集』No.82, 1979年) 149頁、参照。この論点に関しても、少なくともトリスタンは、二月革命期の論者よりも前の時期に議論をしていたのである。
- 39) なお、彼女が唱えた「病氣の者、体の不自由な者、怪我をした者、老いた者」の「病院に入る権利」も、「労働者同盟宮殿」への入館をもって保障されると見做し得る(*Union Ouvrière*, p.70)。しかし、「施しを受ける権利」については、職業的に乞食行為をしている者は「労働者同盟」のメンバーにはなり得ないという議論をしていることもあり、彼女は否定的だったのではないかと考えられる。また、この時期には乞食行為(mendicité)や施し物(aumône)が大いに批判され、仕事を提供することによる貧民救済が称揚された。René Plessix, "Pauvreté et assistance dans le Maine (1780-1860)", sous la direction de André Gueslin et Pierre Guillaume, *De la charité médiévale à la sécurité sociale*, Paris, 1992, pp.51-58
- 40) *Union Ouvrière*, p.108 なお、[添付史料]の5.を参照。
- 41) 註37)を参照。
- 42) *Union Ouvrière*, pp.104-105
- 43) Ibid.
- 44) Ibid., p.98
- 45) Ibid., p.103 例えれば、女性のコルセット、男性のズボンつり(サスペンダー)やネクタイは身体的発育を妨げるので制服には相応しくないとされている。
- 46) Ibid., p.108 また、[添付史料]の8.を参照。なお、ここには「権利」という語はみられないが、[添付史料]5.には「すべての男女」の「教育への権利」が唱えられているように、女性の「教育への権利」が強調されている。また、別の箇所(ibid., p.70)には「女性の権利」(DROITS DE LA FEMME)という語や「労働者の権利を男性と同様女性が享受すること」という議論もなされている。
- 47) Ibid., p.51
- 48) Ibid., pp.52-57 なお、このようなトリスタンの女性の権利の議論に対して、水田は批判的である。水田前掲論文334-339頁。
- 49) Ibid., p.106 また、トリスタンは教師論も展開している(ibid., p.98)。「労働者同盟」の「中央委員会」は、知的で道徳的な労働者を育成するために、高額の給与を支払い、年金の約束もし、きれいな住居を用意して、教師を雇い入れるべきだ、とトリスタンは言っている。そして、教師には「子どもを養育させる権利」(droit à faire élever leurs enfants)が与えられるべきである、と言われる。
- 50) 杉村前掲論文48, 55頁。読者層としては、やはり労働者が多かったようである(同59頁)。
- 51) 『労働者同盟』には「労役場のマルセイエーズ」なる労働者の応援歌が楽譜とともに掲載されている。その歌詞にも「我等の権利を高らかに要求する」という言葉がみられる(*Union Ouvrière*, p.126)。
- 52) 本稿で扱ったトリスタンのような労働者の権利要求に対して、当時の支配階層の側からどのような対応がなされたのか。この論点の明確は今後の課題としたい。歴史家シュヴァリエは、19世紀フランスの支配階層が労働者を「危険な階級」として対処したことを探している。L. Chevalier, *Classes laborieuses et classes dangereuses à Paris, pendant la première moitié du XIX^e siècle*, Paris, 1958, (邦訳『労働階級と危険な階級』[喜安朗・木下賢一・相良匡俊訳、みすず書房, 1993年]) 参照。
- 53) *Union Ouvrière*, p.108

附 記

本研究科生涯教育計画コースで1996年度後期に開講された「教育法」の演習において、担当講師であった内野正幸氏は、フローラ＝トリスタンのフランス人権思想史上の重要性をご教示くださいました。ここに記して感謝の意を表したい。